

申請事案一覧表

港湾局総務課

H26.10.28

説明聴取事案とされたい事案

申請種別	申請年月日 受付年月日	申請者	申請内容	備考
港湾区域の変更同意	H26.10.8 H26.10.9	山口県	宇部港 港湾区域の変更	

目 次

・ 審議資料	3
・ 宇部港港湾区域変更図	8
(参考資料)	
・ 港湾区域の変更について	9
・ 宇部港港湾区域変更手続概要	10

審 議 資 料

1. 港 名 宇部港

2. 港湾管理者 山口県

3. 港 格 重要港湾

4. 申請の内容 港湾区域の変更

(1)現港湾区域 (昭和 41 年 4 月 26 日山口県告示第 300 号)

黒崎から本山灯標 (北緯 33 度 52 分 42 秒、東経 131 度 15 分 8 秒) まで引いた線、同灯標から 280 度に引いた線、本山岬から 160 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚東川最下流鉄道橋、真締川 (新川) 新錦橋及び栄川原田橋各下流の河川水面。ただし、漁港法に基づき指定された宇部岬漁港の区域を除く。

(2)変更予定港湾区域

黒崎から本山灯標 (北緯 33 度 52 分 42 秒、東経 131 度 15 分 8 秒) まで引いた線、同灯標から 275 度に引いた線、本山岬から 160 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚東川最下流鉄道橋、真締川 (新川) 新錦橋及び栄川原田橋各下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法に基づき指定された宇部岬漁港の区域を除く。

(3)変更区域図

別添「宇部港港湾区域変更図」参照

5. 位 置

本州西端の山口県の南西部に位置する宇部市に所在する。

6. 沿革

宇部港は山口県の西部に位置し、古くより地域から産出される石炭・石灰石等の積出港として、また、セメント産業を中心とする工業港として、地域経済の発展に重要な役割を果たしてきた。これらの鉱工業の発展に伴う港勢の著しい躍進を背景に、昭和 13 年 4 月には関税法の開港に、昭和 26 年 1 月には重要港湾に指定された。

その後、石炭産業の衰退に伴い、既存の産業に加え、炭鉱からの排出土砂によって埋め立てられた工業用地に石油化学、化学工業等の新たな臨海企業が進出し、本港は、現在では瀬戸内海工業地帯の一翼を担う工業港として重要な役割を担っている。

公共の港湾施設の整備については、船舶の大型化に対応するため、昭和 58 年に芝中地区に芝中西 1 号岸壁 (-13m) 1 バース、L=270m が、平成 14 年に多目的国際ターミナルとして芝中西 2 号岸壁 (-12m) 1 バース、L=240m が完成し、現在は山口県の大型プロジェ

クトである東見初地区の廃棄物処理護岸事業を平成8年度から実施している。

また、本港は平成15年4月には徳山下松港とともに、「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」に指定され、海上静脈物流とリサイクル産業の拠点形成に向けた取組を進めている。

さらに、平成23年5月には、国際拠点港湾徳山下松港とともに「国際バルク戦略港湾」に選定されており、大型船舶での大量一括輸送により、我が国産業に必要な石炭を安定的かつ安価に供給する広域拠点港としての役割が期待されている。

7. 概要

宇部港の取扱貨物量は平成13年以降、国内の景気回復や中国特需により増加し平成19年に過去最高（3,625万トン）を記録したが、平成20年からはリーマンショックに伴う世界同時不況の影響により減少したものの、その後堅調に回復を見せ、平成25年は3,377万トンとなっている。なお、本港においては、取扱量の1割が公共埠頭で取り扱われている（公共：218万トン、専用：3,158万トン）が、取扱貨物の品目は、背後企業が原材料を輸入し基礎素材を生産する基礎素材型産業が多いことから、輸入貨物は石炭、原油といった素材系貨物、輸出・移出貨物は窯業品・セメント等の加工品が中心となっている。

なお、沖の山地区に所在する宇部興産(株)の沖の山コールセンターは一般炭の輸入中継基地として国内最大級の規模を誇り、石炭をエネルギー源とする製造業の競争力強化に寄与している。

また本港でも、近年、貨物輸送のコンテナ化が進んでおり、平成8年の内貿コンテナ定期航路の開設を契機として、現在では韓国（釜山）を結ぶ外貿コンテナ定期航路も週2便運航している。

各地区の概要

① 亀浦地区

漁船を収容する小型船だまりが整備されている。

② 沖宇部地区

山口県の空の玄関である山口宇部空港が所在している。

③ 東見初地区

現在、航路及び泊地などの浚渫土砂、一般廃棄物を活用して東見初ふ頭の工事を進めている。

④ 芝中地区

化学工業製品製造業を中心とした主要な港湾関連企業が立地しており、公共岸壁では芝中西1号岸壁(-13m)にて石炭、非金属鉱物等を取扱い、芝中西2号岸壁(-12m)等で外内貿コンテナを扱うなど、公共貨物の取扱いにおける中心的な役割を果たしている。

⑤ 本港地区

宇部市の中心市街地に近接しており、宇部港において最も古くから活用されてきた地区である。

公共埠頭である新町1,2号岸壁(-7.5m)などで、化学肥料、窯業品を中心に扱っており、その他企業の専用施設も多く所在する。

⑥ 沖の山地区

化学工業や石炭を扱う倉庫業を中心とした主要企業が立地しており、公共埠頭で

も沖の山 1, 2 号岸壁 (-10m) にてセメント、化学肥料等を取り扱っている。

⑦工業運河地区

セメント製造業や化学工業製品製造業等を中心とした企業が立地し、工業運河沿いに小規模な専用施設が多く所在している。

⑧藤曲地区及び居能地区

化学工業製品製造業を中心とした企業が立地している。また漁船を収容する小型船だまりが整備されている。

⑨新開作地区

漁船を収容する小型船だまりが整備されている。

⑩西沖の山地区

製油業を中心とした企業が立地し、原油、石油製品等を取り扱う専用施設が所在している。

各地区における主要な公共施設、取扱品目については下表のとおりである。

地区名	主要港湾施設	水深	延長	主な取扱貨物の種類等
亀浦地区	亀浦物揚場	1.5m	60m	小型船だまり
	亀浦物揚場	2.5m	60m	小型船だまり
東見初地区	東見初物揚場	4.0m	110m	砂利・砂・石材等
	東見初岸壁	5.5m	300m (3 バース)	工事中
芝中地区	芝中東岸壁	9.0m	162m (1 バース)	非金属鉱物
	芝中西 1 号岸壁	13.0m	270m (1 バース)	石炭、非金属鉱物、鉄鋼、化学肥料
	芝中西 2 号岸壁	12.0m	240m (1 バース)	窯業品、化学工業品等
	芝中 1 号岸壁	10.0m	185m (1 バース)	非金属鉱物、石炭
	芝中 2・3 号岸壁	7.5m	260m (2 バース)	石炭、非金属鉱物、窯業品
	恩田岸壁	4.5m	240m (4 バース)	砂、化学肥料、化学薬品
	恩田物揚場	3.0m	165m	砂利・砂・石材
本港地区	港町物揚場	4.0m	240m	窯業品
	中央埠頭物揚場	3.0m	210m	鋼材
	新町 1・2 号岸壁	7.5m	260m (2 バース)	化学肥料、窯業品
	新町 3 号岸壁	5.5m	90m (1 バース)	小型船だまり
	新町物揚場	4.0m	120m	小型船だまり

沖の山地区	沖の山1・2号岸壁	10.0m	370m (2バース)	セメント、化学肥料、再利用資材、石炭
藤曲地区・居能地区	居能物揚場	1.5m～ 2.0m	120m	小型船だまり
新開作地区	新開作物揚場	1.5m	30m	小型船だまり
	竹の子島物揚場	1.0m	80m	小型船だまり

8. 申請理由

宇部港では、背後企業は石炭、原油、その他鉱産品等材料を輸入し化学薬品、化学工業品、セメント等を生産する基礎素材型産業が多く、芝中西1号岸壁(-13m)等で取り扱う石炭や非金属鉱物等も化学工業品の精製過程においては、必要不可欠なものとなっている。

芝中地区芝中西1号岸壁(-13m)1バース、L=270mは、原塩及びリン鉱石等の外貨貨物の取り扱いに対応するため、昭和48年3月の港湾計画改訂において位置付けられ、それに伴い宇部港本港地区本港航路(-13m)(航路幅250m)及び航路泊地(-13m)も同様に位置づけられたものである。

その後、芝中西1号岸壁(-13m)は昭和58年に完成したが、昭和59年3月の港湾計画改訂時には、当該岸壁の北東側に、化学薬品、石油製品、その他非金属鉱物等の外貨貨物を取り扱うため芝中地区芝中西2号岸壁(-12m)1バース、L=240mが位置づけられるとともに、新沖の山地区に石炭、セメント等を扱う専用岸壁(-15m)が計画され、これに併せ、本港航路(-13m)は水深-15m、幅員400mに変更され、航路泊地(-13m)の一部は芝中西泊地(-13m)、芝中西泊地(-12m)として位置づけた。

しかしながら、平成14年3月の港湾計画改訂時において、新沖の山地区の専用岸壁(-15m)が社会情勢の変化から港湾計画から削除されたことに伴い、本港航路は水深-13m、航路幅300mの計画に再度変更された。一方、芝中西2号岸壁(-12m)は平成14年に完成し、現況では窯業品、化学工業品等を取り扱っている。

芝中西泊地(-13m)、芝中西泊地(-12m)及び本港航路(-13m)については、平成9年度から国土交通省の直轄事業(宇部港本港地区航路・泊地整備事業)として事業化されていたが、既に完成済みの芝中西1号岸壁(-13m)及び芝中西2号岸壁(-12m)の効用を早期に発現させるため、段階的に水深-11mで整備を開始し、平成18年に完了したことから、同年より当該水深で暫定的に供用を開始した。その後、芝中西泊地(-12m)、及び芝中西泊地(-13m)のうち本航路幅員200mに対応した範囲については、平成25年度に国の直轄施行にて計画水深での浚渫が完了したところである。

本港は、前述のとおり背後企業は石炭、その他鉱産品等の原材料を輸入し、化学薬品、化学工業品等を生産する基礎素材型産業が多く、芝中西1号岸壁(-13m)や企業専用岸壁で取り扱う石炭や非金属鉱物等のバルク貨物は、化学工業品の精製過程において必要不可欠なものとなっている。しかしながら、現状の航路暫定水深-11mで、喫水を超過する大型の輸送船舶が入港しようとする場合は、潮待ちや減載入港などで対応せざるを得ず、利用者にとって輸送コスト(傭船費用等)の増加を強いることとなることから、利用者からは、早期に既定計画である水深-13mでの供用が求められている。

また、本港は徳山下松港とともに国際バルク戦略港湾(石炭)に選定されており、本港航路(-13m)は、石炭を取り扱う企業の船舶も航行することから、船舶の大型化に伴う大量一括輸送による物流の効率化に対応するため、引き続き本港航路の計画水深(-13m)

の確保急がれるところである。

当該航路について、平成 25 年 4 月より計画水深である-13m を確保するための浚渫工事を開始しているところであり、このような状況の中、石炭等の輸送船舶の大型化に対応するため、当該航路を速やかに計画水深(-13m)までの浚渫工事を行う必要があるが、当該航路先端部に浅所部分(-13m以浅)があり、さらにその一部が現在の港湾区域外にも及んでおり、早ければ平成 27 年度には現港湾区域外の浚渫事業に着手する見込みであることから、今般、必要最小限の範囲で港湾区域を拡張変更する必要性が生じたものである。

9. 港湾区域の同意基準との関係（港湾法第 4 条第 6 項）

- (1) 新たに拡張する区域は、本港航路を計画水深(-13m)で整備、維持管理するのに必要な最小限の区域であり、一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であると認められる。
- (2) 新たに拡張する区域は、港則法に基づき定められた宇部港の港の区域を越えることとなるが、宇部海上保安署より、港湾区域を変更することにつき異議ない旨の回答を得ている。なお、宇部港の港の区域については、港則法施行令を改正し、新たに拡張する区域を包含するよう変更される予定である。

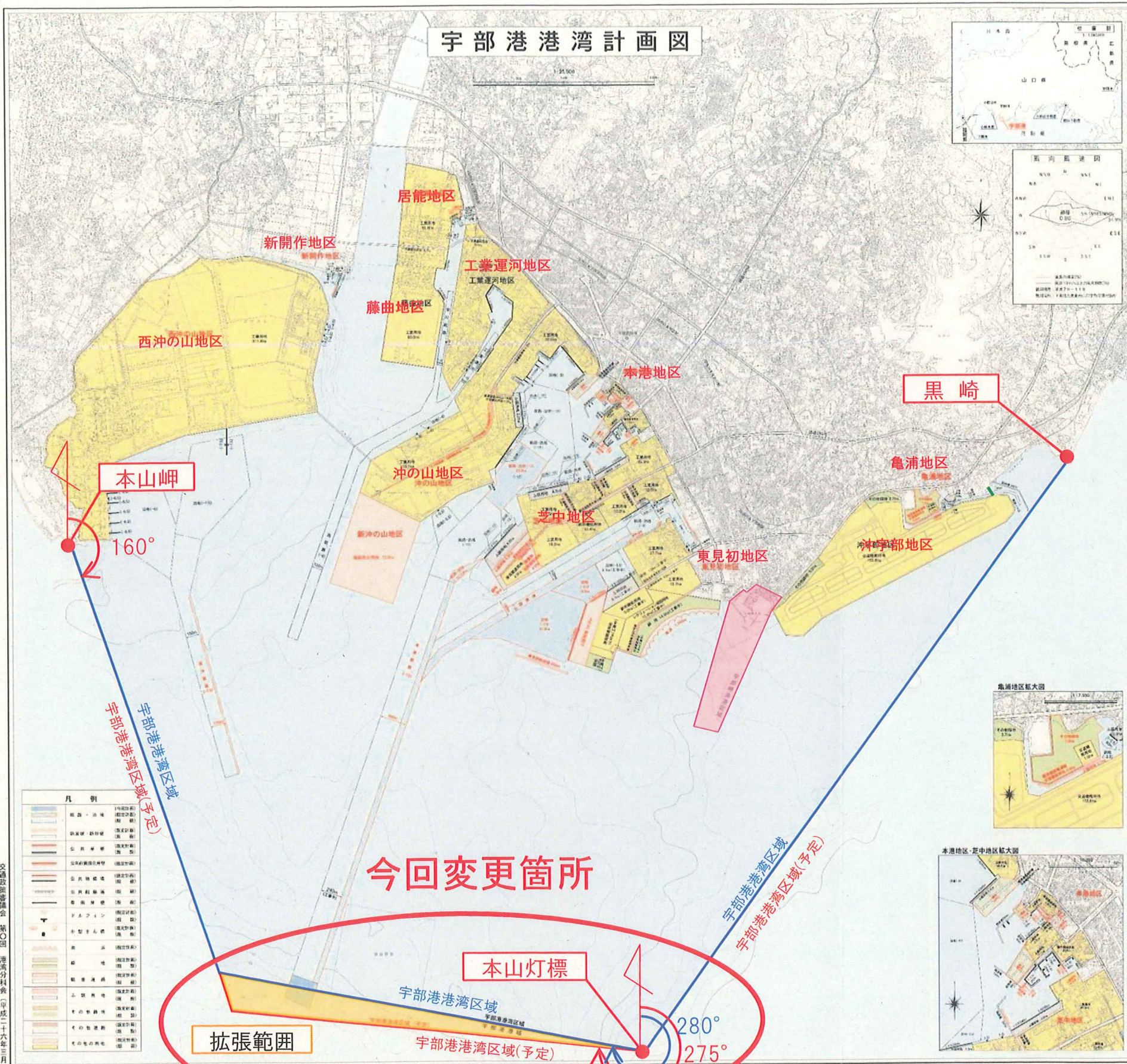
10. 河川管理者、海岸管理者及び漁港管理者との関係

- (1) 河川法第 6 条第 1 項に規定する河川の河川区域との関係
変更後の港湾区域には河川区域と重複する部分が一部存することから、河川管理者である山口県に協議したところ、異議ない旨の回答を得ている。
- (2) 海岸法第 3 条の規程により指定される海岸保全区域との関係
変更後の港湾区域には国土交通省（港湾局）所管の海岸保全区域が存しており、当該海岸保全区域は本件港湾区域変更同意申請者である山口県が海岸管理者となっている。港湾区域変更同意申請にあたり、海岸保全区域の管理上支障が無い旨、事前に確認している。
- (3) 漁港漁場整備法第 6 条第 1 項から第 4 項の規程により指定される漁港の区域との関係
変更後の港湾区域には漁港漁場整備法による漁港区域は存在しない。
なお、新たに拡張しようとする区域には、山口県漁業協同組合が免許を受けている共同漁業権が存することから同組合に協議したところ、同意する旨の回答を得ている。

11. 結論

現行の港湾区域を申請のとおり変更することは、同意基準に合致しており、適当なものと認められるので、申請のとおり同意することとしたい。

宇部港港湾区域変更図



凡例	
	現港湾区域
	変更予定港湾区域
	宇部岬漁港 漁港区域

●変更予定港湾区域

黒崎から本山灯標(北緯33° 52' 42"、東経131° 15' 08")まで引いた線、同灯標から275°に引いた線、本山岬から160°に引いた線および陸岸により囲まれた海面並びに厚東川最下流鉄道橋、真締川(新川)新錦橋及び栄川原田橋各下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法に基づき指定された宇部岬漁港の区域を除く。

●現港湾区域(昭和41年4月26日山口県告示第300号)

黒崎から本山灯標(北緯33° 52' 42"、東経131° 15' 08")まで引いた線、同灯標から280°に引いた線、本山岬から160°に引いた線および陸岸により囲まれた海面並びに厚東川最下流鉄道橋、真締川(新川)新錦橋及び栄川原田橋各下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法に基づき指定された宇部岬漁港の区域を除く。

港湾区域の変更について

1. 概 説

港湾区域は水域であり、この区域において規制を行う者を港湾管理者という。

2. 港湾区域について

(1) 定 義

港湾区域とは、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域について、国際戦略港湾及び国際拠点港湾並びに重要港湾（以下「国際戦略港湾等」）については国土交通大臣が、都道府県が港湾管理者の設立に加わっていない避難港については都道府県知事が港湾管理者に対して同意した水域である。（港湾法（以下「法」）第2条第3項、第4条第4項）

なお、国土交通大臣は、国際戦略港湾等に関わる港湾区域の同意にあたり、運輸審議会に諮ることとされている。

(2) 効 果

港湾区域が設定されることによる効果は以下のとおりである。

① 港湾施設となるか否かの範囲を画す

港湾区域内に存する港湾法第2条第5項に規定する施設であれば、管理主体を問わず港湾施設となる。

② 港湾管理者が業務を行う範囲を画す

港湾管理者が港湾法第12条の規定に基づき行う、港湾工事の実施や水域の利用等は港湾区域内でのみ行うことが可能である。

③ 工事等の許可を行う範囲を画す

港湾法第37条第1項に規定する行為を行おうとする者に対して、港湾区域内は港湾管理者が許可権限を行使する。

④ 入港料を徴収する場合の港湾の範囲を画す

港湾法第44条の2の規定に基づき港湾管理者は入港する船舶から入港料を徴収することができるが、港湾区域は入港したか否かの境界線となる。

3. 港湾管理者について

(1) 定 義

港湾管理者とは、港湾を全体として開発し、保全し、これを公共の利用に供し、港湾という建造物の性質、用法に従ってこれを善良に管理する公共的責任の主体である。

(2) 港湾管理者の設立母体

次の要件のうち、いずれか一つを満足する地方公共団体は、港湾管理者を設立することができる。

① 現に当該港湾において、港湾の施設を管理する地方公共団体

② 従来、当該港湾において、港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体

③ 予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体

(3) 港湾管理者の設立形態

① 関係地方公共団体が単独で又は共同して港務局を設立する場合

② 都道府県又は市町村の普通地方公共団体が港湾管理者になる場合

③ 都道府県及び市町村が共同して地方自治法第284条第2項若しくは第3項に基づく一部事務組合若しくは広域連合を設立して港湾管理者になる場合

宇部港港湾区域変更手続概要

